

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
(実施基準)」に基づく運営管理の責任体制について

下関市立大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づき、科学研究費助成事業等公的研究費の運営管理責任体制を以下のとおり整備しております。

1. 責任体制

【最高管理責任者】

(職 名) 理事長

(責任と権限) 下関市立大学全体を統括し、公的研究費の運営管理について、最終責任を負います。また、統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営管理を行うことができるよう、適切にリーダーシップを発揮するとともに、不正防止のため率先して対応します。

【統括管理責任者】

(職 名) 学長

(責任と権限) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営管理について、下関市立大学全体を統括する実質的な責任と権限を持ちます。

【コンプライアンス推進責任者】

(職 名) 副学長（研究担当）及び事務局長

(責任と権限) 不正防止対策を実施し、公的研究費の管理と執行状況の把握、改善指導を行います。また、不正防止に関する通報、告発等を受け付けます。

2. 公的研究費の運営管理を適切に行うための体制

事務処理手続、使用に関するルール等の相談窓口

及び不正防止推進部署・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総務部

不正行為等の通報（告発）窓口・・・・・・・・・・・・・・・・コンプライアンス推進責任者